

平成25年3月スタート

思いやりでつなぐ  
地域の輪

# 滑川町地域支え合いサービス事業

滑川町社会福祉協議会が滑川町商工会と連携し、「滑川町地域支え合いサービス事業」を平成25年3月から開始します。

## 滑川町地域支え合いサービス事業とは？

地域の皆さん（協力会員）が、援助の必要な高齢者等（利用会員）に家事などの手助けを行い、その謝礼を地域商品券（1時間の援助に対し500円分）で受け取り、地域の商店で買い物をしてもらうというものです。

利用会員は事前に利用券（30分300円）を購入し、サービスを受けた時に協力会員に渡します。協力会員は受け取った利用券2枚を社協で地域商品券1枚と交換します。



## 協力会員・協力店 募集中!!

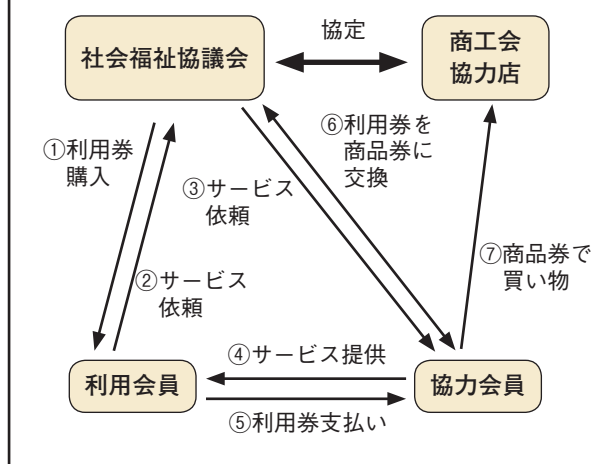
協力会員…お手伝いができる人

協力店…商品券取り扱い店

協力店の登録は、滑川町商工会にお申し込みください。（第1次締切1月17日まで） ☎ (56) 3110

※利用会員（お手伝いが必要な人）の募集は、2月より受付。なお、利用条件等、次号にてお知らせします。

……… イメージ図 ………



社会福祉法人 滑川町社会福祉協議会

（月～金 8：30～17：15 土日祝日は休み）

〒355-0811 滑川町大字羽尾2440-1

☎：(56) 6345 / FAX：(56) 6349

まずはお気  
軽にお問  
い合わせ  
ください。

## 10代からのメッセージ — 青少年の主張大会 —

皆さまのご来場、ご声援をお願いします。

日時	2月9日(土) 13:30~
場所	コミュニティセンター
内容	①小・中学生による意見発表 ②アトラクション



お問い合わせ

教育委員会・生涯学習担当 ☎56-6907

## 滑川町 スキー・スノーボード教室

### 参加者募集

初心者や親子での参加も歓迎します！

初心者から上級者までのスキー・スノーボード教室へのご参加をお待ちしております。

**日時** 1月26日(土) 5:40 受付、6:00 出発

**集合** 役場前駐車場

**行先** 新潟県「セントレジャー舞子スノーリゾート」

**対象** 町内在住在勤で小学生以上の方

※9歳以下の方は、保護者同伴でご参加ください。

**定員** 43名

**内容** ①講習会(初心者および初級者のみ)

②自由滑走(講習会を受講しない方)

**費用** 一般(中学生以上)5,000円

小学生以下4,000円

(バス・高速料金、リフト券・保険料等)

※食事・レンタル代(ウェア・用具)は、個人負担です。

**申込** 1月8日(火)の9:00から総合運動公園管理棟(2F)にて受け付けますので、本人(家族)が参加費を添え直接、下記へお申し込みください。43名の定員になり次第、締め切ります。

**その他** スキー場でのウェア・用具のレンタル貸出を受け付けます。また、要項・申込用紙等を準備しておりますので、下記へお問い合わせください。

お問い合わせ

滑川町体育協会事務局(教育委員会・生涯スポーツ担当)

☎56-6907

## イノシシ注意!!

12月に羽尾地区で、イノシシの親子が道路を横断しているとの目撃情報が寄せられました。また、伊古・中尾・水房・羽尾等の広範囲でイノシシによる農作物の被害や目撃情報があります。

町では、こうしたイノシシ被害の防除のために、わなの設置や、頻繁に出没する場所に看板の設置等を行っていますが、設置場所以外でも出没する恐れがあるため、常日頃から注意してください。もし、設置してあるわなや注意看板を見かけたら、触れたり近づいたりしないようにしてください。

イノシシによる農作物の被害に遭われた方や、目撃された方は下記までご連絡ください。

お問い合わせ

産業振興課・農林商工担当 ☎56-6906

## 特別障害者控除の認定

介護保険の要介護4または5の認定者で一定の要件を満たす方は、所得控除の対象者となります。控除対象者またはその扶養者は、申請により「特別障害者控除対象者認定書」を入手して、所得税の確定申告または住民税の申告時に添付すると、特別障害者控除を受けることができます。

**対象者** 12月31日現在(亡くなった方は死亡日付)要介護4または5の認定者で一定の要件(※1)を満たす方

※満65歳以上で、身体障害者手帳等(※2)をお持ちでない方に限ります。

- ※1 ① 障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)がランクBまたはランクCに該当する方  
② 障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)が自立、ランクJまたはランクAに該当する方で、かつ、認知症高齢者の日常生活自立度がランクIVまたはランクMに該当する方

※2 身体障害者手帳、戦傷病者手帳療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

**申請手続き** 「滑川町特別障害者控除対象者認定申請書」(窓口または町ホームページで入手)を提出してください。

**申請窓口** 町民保険課・介護保険担当

**ご注意**

- ① 身体障害者手帳等をお持ちの方は、申告時に手帳の提示をすることにより、障害者控除を受けることができます。  
② 所得税(住民税)非課税等により申告をされない方は、特別障害者控除対象者認定書の取得の必要はありません。

お問い合わせ

町民保険課・介護保険担当 ☎56-2010

## 介護保険住宅改修および福祉用具購入の 受領委任払い制度開始に伴い 受領委任払いを取り扱う登録事業者を募集します

介護保険での住宅改修費の支給は、利用者がいったん費用の全額を支払い、その後の申請をして保険給付分(9割)の支払いをうけるという、いわゆる「償還払い」を原則としています。

〔受領委任払い制度〕は、住宅改修費および特定福祉用具購入時の支払いを初めから1割分で済むようにすることで、利用者の一時的な負担を軽減するための制度です。

残りの9割分については、利用者の委任に基づき、滑川町から受領委任払い取扱事業者に直接支払います。

滑川町では、この「受領委任払い制度」を平成25年4月1日から実施します。

受領委任払い制度の実施に向け、受領委任払いを取り扱う登録事業者を募集します。

1. 事業所の登録

受領委任払い制度を取り扱うためには、事前に滑川町への登録が必要となります。

登録は次の書類を滑川町へ提出してください。

- ① 介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録申請書  
② 介護保険住宅改修費等受領委任払いに係る取扱確約書  
③ 支払金口座振替依頼書(会計課規定様式)

2. 受領委任払いの開始日

平成25年4月1日以降に申請した住宅改修について、受領委任払いによる支給が可能となります。

お問い合わせ

町民保険課・介護保険担当 ☎56-2010